

猪名川町住宅改修費受領委任払制度に係る誓約書

年 月 日

猪名川町長 あて

住 所

事業者名称

代表者氏名

印

私は、(被保険者)より、施工費用の代金の一部の受領を任される者であり、猪名川町住宅改修費受領委任払制度に関して、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

(基本的事項)

1. 介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 95 号）に定められた介護給付費の対象となる住宅改修費の支給に関しては、関係法令、通達、及び猪名川町の要領等を遵守すること。
2. 事業にあたっては、猪名川町、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
3. 居宅要介護等被保険者の意思及び人権を尊重し、常に居宅要介護等被保険者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
4. 相手方と受領した金銭について、施工費用としてそのまま充当することに合意していること。

(住宅改修の施行等)

5. 当該住宅改修の施工に関して十分に説明を行い、快適な環境となるよう施工すること。
6. 町長が必要があると認めた住宅改修費の支給に関しては、指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。

(苦情処理等)

7. 居宅要介護等被保険者から住宅改修の施工に関し、苦情相談があった場合、居宅要介護等被保険者の状況を詳細に把握するため必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事実の確認を行うこと。また、苦情に対しては、居宅要介護等被保険者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により、適切な対応方法を要介護者等被保険者の立場に立って検討し、対処すること。

(賠償責任)

8. 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、居宅要介護等被保険者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、居宅要介護等被保険者に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

9. 事業者及びその職員は、業務上知り得た居宅要介護等被保険者又はその家族の個人情報を持すること。職を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

10. 提出書類に記載した事項に変更があった時は、速やかにその旨及びその年月日を町長に届け出ること。